

議案第 88 号

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する  
条例

上記議案を提出します。

令和 2 年 1 2 月 1 日

長与町長 吉 田 慎 一

提案理由

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条第 4 項の規定に基づき、  
職員の失職の例外に係る規定を新設するもの。

## 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和26年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条第3項」の次に「及び第4項」を、「免職」の次に「及び休職」を、「効果」の次に「並びに失職の例外」を加える。

本則に次の1条を加える。

（失職の例外）

第4条 法第16条第1号に該当するに至った職員で刑の執行を猶予されたものについては、その罪が過失によるものであり、かつ、任命権者が情状を考慮して特に必要と認めたときに限り、その職を失わないものとする。

2 前項の規定によりその職を失わないものとされた職員が、その刑の執行猶予を取り消されたときは、その取消しの日その職を失うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。